

北部大阪都市計画花園二丁目地区地区計画（茨木市決定）

都市計画花園二丁目地区地区計画を次のように決定する。

1．地区計画の方針

名	称	花園二丁目地区地区計画
位	置	茨木市花園二丁目地内
面	積	約 1 . 2 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、茨木市の中心市街地の北東約 4 k m に位置し、計画地南側約 2 0 0 m には太田茶臼山古墳がある歴史的な背景をもつ地区であり、周辺には良好な低層住宅地が形成されている。</p> <p>このような状況の下、市街地開発が計画されている当地区において、建築物等の誘導を行うとともに、地区内に公園を設けるなど緑化にも配慮することで、周辺環境と調和のとれた住環境の形成と保全を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>地区全体を、低層住宅地として計画的な開発を誘導するとともに、電線類の地中化を行い、まちなみにも配慮した住環境の形成と保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>1 . 建築物の用途及び高さなどの制限を行うことにより、周辺環境と調和した良好な居住環境の形成・保全を図る。</p> <p>2 . 垣、さくの構造等の制限により、街区景観の維持・向上を図る。</p>

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

2. 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての住宅で、建築基準法施行令第 130 条の 3 に掲げるもの (3) 診療所及び診療所兼用住宅（患者の収容施設があるものを除く。） (4) 集会所（近隣住民の集会の用に供するものに限る。） (5) 前各号に附属する自動車車庫
		建築物の敷地面積の最低限度	100平方メートル
		建築物の高さの最高限度	10メートル
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくは、生け垣あるいはネットフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) 高さが0.6メートル以下のもの (2) 門 (3) 門の袖で、長さが2.0メートル以下のもの

「地区整備計画の区域の配置は計画図表示のとおり」

花園二丁目地区地区計画 計画図



凡 例



地区計画及び地区整備計画の区域